

証券コード 4995  
平成28年2月8日

株 主 各 位

鹿 児 島 市 南 栄 二 丁 目 9 番 地  
**サンケイ化学株式会社**  
代表取締役社長 福 谷 明

## 第91期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第91期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討いただき、お手数ながら同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示、ご押印のうえご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年2月23日（火曜日）午前11時
2. 場 所 鹿児島市南栄二丁目9番地  
サンケイ化学株式会社 二階会議室  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第91期（平成26年12月1日から平成27年11月30日まで）  
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算  
書類監査結果報告の件
  2. 第91期（平成26年12月1日から平成27年11月30日まで）  
計算書類報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
  - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
  - 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
  - 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
  - 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
  - 第8号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
- 各議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以 上

~~~~~

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.sankei-chem.com>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年12月1日から  
平成27年11月30日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府の経済対策や金融政策を背景とした企業収益や雇用の改善傾向が続く中、設備投資の持ち直しや個人消費の底堅い動きなどにより緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら米国の金融正常化に向けた動きや、中国をはじめとする新興国経済の下振れ懸念が強く、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

国内の農業を取り巻く環境に関しましては、農業就業者の高齢化や後継者不足の深刻化や耕作放棄地の増加など、構造的課題は解決しておりません。

政府はTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉で大筋合意するとともに、日本再興戦略で成長戦略の具体策を示し、農業政策では「農林水産業・地方の活力創造プラン」が提示され、6次産業化による成長産業化という方針を策定しています。また「農業協同組合法」が改定されるなど農業に対する議論がいつそう高まりつつあります。

このような状況のもと、当社グループでは従来からの地域密着を基本に、水稲用殺虫剤「スクミノン」ならびに食品由来物質を用いた「サンクリスタル乳剤」、「ハッパ乳剤」、「ビオネクト」などの独自開発品に加え、総合防除による環境保全型農業への推進、森林や公園・ゴルフ場等の緑化防除事業ならびに不快害虫防除薬剤の開発と防除事業などに注力するとともに受託生産にも努めて工場の操業度向上を図ってまいりました。

これらの結果、売上高は66億96百万円（前連結会計年度比99百万円、1.5%増）となりました。損益面では、売上原価ならびに販売費及び一般管理費の減少により、営業利益は35百万円（前連結会計年度は72百万円の営業損失）、経常利益は1億24百万円（前連結会計年度比47百万円、60.7%増）となりました。当期純利益は、59百万円（前連結会計年度比22百万円、61.4%増）となりました。

企業集団の部門別用途別売上高状況は次のとおりであります。

| 区 分       | 第 90 期<br>(平成26年11月期) |       | 第 91 期<br>(平成27年11月期) |       | 前 連 結 会<br>計 年 度 比 |
|-----------|-----------------------|-------|-----------------------|-------|--------------------|
|           | 金 額                   | 構 成 比 | 金 額                   | 構 成 比 |                    |
| 農 薬       | 千円                    | %     | 千円                    | %     | %                  |
| 殺 虫 剤     | 3,729,268             | 56.5  | 3,858,784             | 57.6  | 103.5              |
| 殺 菌 剤     | 876,636               | 13.3  | 851,406               | 12.7  | 97.1               |
| 殺 虫 殺 菌 剤 | 459,591               | 7.0   | 466,751               | 7.0   | 101.6              |
| 除 草 剤     | 669,694               | 10.2  | 591,651               | 8.8   | 88.3               |
| そ の 他     | 370,386               | 5.6   | 444,958               | 6.7   | 120.1              |
| 小 計       | 6,105,578             | 92.6  | 6,213,552             | 92.8  | 101.8              |
| 農 薬 以 外   |                       |       |                       |       |                    |
| そ の 他     | 491,338               | 7.4   | 483,277               | 7.2   | 98.4               |
| 合 計       | 6,596,917             | 100.0 | 6,696,829             | 100.0 | 101.5              |

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は26百万円であります。

なお、当連結会計年度中につきましては、特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中につきましては、特記すべき事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                    | 第 88 期<br>(平成24年11月期) | 第 89 期<br>(平成25年11月期) | 第 90 期<br>(平成26年11月期) | 第 91 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成27年11月期) |
|------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 売 上 高 (千円)             | 6,484,407             | 6,545,816             | 6,596,917             | 6,696,829                          |
| 当 期 純 利 益 (千円)         | 68,139                | 113,708               | 36,945                | 59,639                             |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) | 6.82                  | 11.15                 | 3.62                  | 6.03                               |
| 総 資 産 (千円)             | 6,241,971             | 6,436,228             | 6,610,389             | 6,702,086                          |
| 純 資 産 (千円)             | 2,081,877             | 2,281,954             | 2,314,824             | 2,452,151                          |
| 1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)   | 199.13                | 218.17                | 221.18                | 244.98                             |

(注) 売上高には消費税等は含んでおりません。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

当社に該当する親会社はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名           | 資 本 金    | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容       |
|-----------------|----------|----------|---------------------|
| 富 士 グ リ ー ン (株) | 10,000千円 | 95.0%    | 農薬の販売<br>病害虫及び雑草防除業 |
| (株) サンケイグリーン    | 10,000   | 50.4     | 〃                   |

**(4) 対処すべき課題**

当社グループを取り巻く環境は、輸入農産物の増加や農耕地の減少に加え消費者の「食の安全・安心」への関心の高まりから減農薬栽培・有機栽培の増加等依然厳しい状況が続いております。

当社グループは、「地域に密着した製品」、「環境に優しい製品」等の独自性を追求した商品の開発・育成に注力するとともに「農薬以外の事業展開」という中長期的な経営戦略の実現に取り組んでまいります。また経営全般にわたり一層の効率化をすすめ利益の確保、増大を目指してまいります。

一方、企業が果たすべき社会的責任として、品質、安全、環境への配慮、コンプライアンス（法令遵守）、内部統制の充実が重要と考え、内部統制室を設置し評価を行っております。内部統制に関しましては、システムの構築は完了しておりますが、今後も、社会環境・事業環境の変化に対応し、随時更新し評価を行ってまいります。

配当政策につきましては、長期的な観点から、事業収益の拡大と財務体質の強化を図り企業価値の向上に努め、将来の事業展開に備えるための内部留保の充実等を勘案しながら、安定した配当を継続して行うことを基本方針としております。

上記の方針に基づき、当期の期末配当は1株当たり2円とさせていただきたいと存じます。

**(5) 主要な事業内容（平成27年11月30日現在）**

農薬（稲作用・果樹園芸畑作用・森林用）、木材防虫防カビ剤及び農業用資材等の製造ならびに販売、その他病害虫及び雑草防除業を行っております。

**(6) 主要な営業所及び工場（平成27年11月30日現在）**

|        |                     |          |
|--------|---------------------|----------|
| 当<br>社 | 本 社                 | 鹿児島県鹿児島市 |
|        | 東 京 本 社             | 東京都台東区   |
|        | 大 阪 営 業 所           | 大阪市淀川区   |
|        | 九 州 北 部 営 業 所       | 佐賀県鳥栖市   |
|        | 鹿 児 島 工 場           | 鹿児島県鹿児島市 |
|        | 深 谷 工 場             | 埼玉県深谷市   |
| 子 会 社  | 富 士 グ リ ー ン (株)     | 埼玉県深谷市   |
|        | (株) サ ン ケ イ グ リ ー ン | 鹿児島県鹿児島市 |

(7) 使用人の状況（平成27年11月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数       | 前連結会計年度末比増減 |
|------------|-------------|
| 125 (29) 名 | 3名減 (1名減)   |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数       | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|-----------|-------|--------|
| 116 (25) 名 | 2名減 (1名減) | 47.8歳 | 20.6年  |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年11月30日現在）

| 借入先          | 借入額       |
|--------------|-----------|
| 株式会社鹿児島銀行    | 610,000千円 |
| 農林中央金庫       | 370,000千円 |
| 株式会社三井住友銀行   | 346,866千円 |
| 株式会社みずほ銀行    | 211,394千円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 183,450千円 |
| 株式会社日本政策投資銀行 | 48,140千円  |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成27年11月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 10,197,000株
- ③ 株主数 976名
- ④ 大株主

| 株主名              | 持株数     | 持株比率  |
|------------------|---------|-------|
| サンケイ化学取引先持株会     | 1,601千株 | 16.5% |
| 住友化学株式会社         | 1,172   | 12.1  |
| 公益財団法人サンケイ科学振興財団 | 1,168   | 12.0  |
| クミアイ化学工業株式会社     | 517     | 5.3   |
| みずほ信託銀行株式会社      | 446     | 4.6   |
| 株式会社鹿児島銀行        | 440     | 4.5   |
| 福谷明              | 185     | 1.9   |
| 農林中央金庫           | 171     | 1.8   |
| 福谷理              | 149     | 1.5   |
| 福谷幸子             | 139     | 1.4   |

- (注) 1. 当社は自己株式470,937株を保有しており、持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
 2. 当社は自己株式470,937株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

## (2) 会社役員 の 状況

### ① 取締役及び監査役の状況（平成27年11月30日現在）

| 会社における地位 | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                           |
|----------|---------|-------------------------------------------------------------------|
| ※代表取締役社長 | 福 谷 明   | (株)サンケイグリーン代表取締役会長<br>琉球産経(株)取締役                                  |
| ※常務取締役   | 福 谷 理   | 総務本部長<br>社長室長<br>(株)サンケイグリーン取締役<br>富士グリーン(株)代表取締役会長<br>琉球産経(株)取締役 |
| ※常務取締役   | 川 原 康 司 | 営業本部長<br>九州事業所長                                                   |
| ※取締役     | 竹 村 薫   | 研究開発本部長                                                           |
| ※取締役     | 西 元 孝 範 | 業務本部長<br>東京事業所長                                                   |
| ※取締役     | 牧 司     | 営業本部副本部長<br>営業本部東京緑化営業部長                                          |
| ※取締役     | 新 村 哲 夫 | 営業企画室長                                                            |
| 常勤監査役    | 井 筒 秀 夫 |                                                                   |
| 監査役      | 北 川 和 彦 |                                                                   |
| 監査役      | 川 畑 寛 次 | 川畑寛次税理士事務所所長                                                      |

- (注) 1. ※印の取締役は、執行役員を兼務しております。  
 2. 監査役井筒秀夫氏、監査役川畑寛次氏は、社外監査役であります。  
 3. 当事業年度中における役員の変動  
 平成27年2月24日開催の第90期定時株主総会において牧司氏、ならびに新村哲夫氏が新たに取締役に選任され就任いたしました。  
 4. 監査役川畑寛次氏につきましては、福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
 5. 監査役井筒秀夫氏は、当社と同業の会社に長年勤務され、その間多岐の部門で経営管理に携わっておられ、財務、会計に関する相当程度の知見を有しております。また監査役川畑寛次氏は、税理士資格を有し、財務、会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員   | 支 給 額             |
|--------------------|-----------|-------------------|
| 取 締 役              | 7名        | 47,062千円          |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(2)  | 12,328<br>(9,148) |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 10<br>(2) | 59,390<br>(9,148) |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 上記報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額6,900千円（取締役7名に対し5,900千円、監査役3名に対し1,000千円、うち社外監査役2名に対し700千円）を含んでおります。  
 3. 取締役の報酬限度額は、昭和57年3月30日開催の第57期定時株主総会において月額700万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
 4. 監査役の報酬限度額は、平成7年2月24日開催の第70期定時株主総会において月額150万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

1. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
 監査役川畑寛次氏は、川畑寛次税理士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。  
 2. 当事業年度における主な活動状況

|               | 活 動 状 況                                                                           |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 常勤監査役 井 筒 秀 夫 | 当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに出席し、また監査役会6回のすべてに出席しております。必要に応じ常勤監査役として、幅広い見地から発言を行っております。 |
| 監 査 役 川 畑 寛 次 | 当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに出席し、また監査役会6回のすべてに出席しております。監査役として議案審議等に必要な発言を適時行っております。     |

④ 社外役員を置くことが相当でない理由

当社は、従来より社外取締役の選任について検討してまいりましたが、前回改選期には適任者がみつからなかったことなどの理由により、当該事業年度末において社外取締役をおいておりません。  
 しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、平成28年2月23日開催の第91期定時株主総会に社外取締役を含む監査等委員である取締役選任議案を上程いたします。

### (3) 会計監査人の状況

#### ① 名称

監査法人

かごしま会計プロフェッション

#### ② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 15,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 15,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容を吟味・検討し、それに基づく監査時間の適切性・妥当性を精査するとともに、前期の事業年度における監査遂行状況の確認や他社の監査報酬実態と比較検討した結果、当該報酬額が妥当であると判断しました。

#### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340号第1項各号に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、あるいは会計監査人の監査品質、独立性、監査能力等の観点から職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該議案を株主総会に提案いたします。

### (4) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、会社法に基づき「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当該株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適性を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を以下のとおり定めております。

## 1. 業務の適正を確保するための体制

### ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役および使用人が業務を遂行するに当たり、とるべき行動の規範である社是・社訓に基づき「コンプライアンス・マニュアル」を定め、これらを盛り込んだ経営計画手帳を全役職員へ配布し、適正な業務執行と監督を行う。
  - ロ. コンプライアンス担当役員を置き、担当部署を通じて、コンプライアンスの推進を図る。
  - ハ. 内部通報制度を整備し、違法行為等の未然防止、早期発見および拡大阻止を図る。
- ニ. 業務執行部門から独立した「内部統制室」は、監査役および会計監査人と連携し、内部監査規程に基づきコンプライアンス体制を含む経営全体のモニタリングを実施し、不正の発見・防止と改善に努める。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令および社内規程に基づき作成・保存するとともに、取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態にて管理する。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 業務執行に係るリスクについて、社内諸規程に基づき常時各本部においてリスク管理を行い、本部長は毎月開催される経営連絡会議に報告する体制とする。
- ロ. 「危機管理規程」に則り、法令・定款違反、その他経営に重大な影響を与えるリスクが発生した場合は、社長を本部長とする「緊急対策本部」を速やかに設置して、損失を最小限にとどめるために必要な措置を講ずる。
- ハ. 不測の事態に備え、顧問弁護士をおき、何時でも相談できる体制とする。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会を原則3ヶ月に1回（その他必要に応じ随時）開催し、重要事項に関する迅速な意思決定を行い、適切な職務執行が行える体制を確保する。
  - ロ. 取締役、監査役、業務執行役員、内部統制室員で構成される経営連絡会議を毎月開催し、取締役会の意思決定に資するため、業務の細部について検討を行う。
  - ハ. 当社は、変化の激しい経営環境に迅速に対応するため、経営と業務執行の分離および責任の明確化を図る観点から執行役員制度を採用しております。
- ニ. 取締役会は、中期経営計画および総合予算を策定して、各部門の責任範囲を明確にする。また予算の実績管理を行って、経営数値の進捗管理と適正な修正を行う。

- ⑤ 当社および子会社からなる企業集団のグループにおける業務の適正を確保するための体制

子会社の経営については、その自主性を尊重するとともに、子会社の経営内容を的確に把握するため、月次決算書類等また必要に応じその他書類を提出させることとし、一定の重要事項については事前に当社の承認を得る体制とする。

子会社は、損失の危険が発生した場合には、速やかに当社へ報告することとし、当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制に準じ処理する体制とする。

当社は、当社の役職員を取締役・監査役として子会社へ派遣することにより、業務執行の効率性を高める支援を行うとともに、当社内部統制室ならびに会計監査人が定期的に監査を行い、職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制とする。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

イ. 監査役が補助すべき使用人を求めた場合、取締役は必要に応じて補助業務をする者を配置する。

ロ. 当該使用人は、監査役から指示を受けた業務を遂行する。

ハ. 当該使用人の人事・異動・評価等については、監査役の同意を得るものとする。

- ⑦ 当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

イ. 当社グループの取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実および不正行為・重要な法令・定款に違反する行為を認識した時は、直ちに監査役に報告する。

ロ. 監査役は、取締役会、経営連絡会議、その他重要会議に出席、稟議書等重要な文書の閲覧などにより業務遂行状況を把握し、必要と判断したときは、取締役および使用人にいつでも説明・報告を求めることができる。

ハ. 監査役は、必要に応じて、子会社の重要な会議に出席するほか、子会社の監査役と定期的に意見を交換するとともに、子会社の役職員あるいは当社の関係役職員から意見を聴取し、子会社の業務執行の状況を把握する。

ニ. 当社グループは、本項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱をしないこととする。

- ⑧ 監査役の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役が、その職務の執行において、費用の前払い請求や費用の償還手続きをした時は、請求に係る費用または債務が当該職務執行に必要でないと証明した場合を除き、速やかに処理するものとする。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は重要な意思決定経緯や業務執行状況を把握するため取締役会等の重要会議に出席する。
- ロ. 監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて、会計監査人に報告を求める。
- ハ. 監査役は、内部統制室と連携を保ちつつ、必要に応じて内部統制室に調査を求めることができる。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保する体制  
財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法、その他関連法令に従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その整備・運用状況の有効性を定期的・継続的に評価する体制と仕組みを構築する。
- ⑪ 反社会的勢力を排除するための体制  
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切持たないこと、不当な要求を受け入れないことを基本方針とし、すべての取締役および使用人に周知徹底する。また、顧問弁護士、警察等の専門家とも連携し、体制を整備する。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記1. に掲げた体制の整備を行い、取締役会等において継続的に経営上のリスクの識別および分析を実施し、その対応策について検討しております。それらにより、必要に応じて、社内の諸規程および業務の見直しを実施し、内部統制システムの有効性を向上させております。

また、監査役は、監査役監査の他、社内の重要な会議への出席を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しております。さらに、内部統制室も内部監査の定期的な実施により、日々の業務が法令、定款、社内規程等に違反していないかを検証しております。

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成27年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	負 債 の 部
<b>流 動 資 産</b>	<b>流 動 負 債</b>
4,922,517	2,367,600
現金及び預金	支払手形及び買掛金
1,077,393	1,242,845
受取手形及び売掛金	1年以内に返済予定の長期借入金
1,543,494	577,871
信託受益権	リ ー ス 債 務
764,938	21,078
商品及び製品	未払法人税等
1,065,428	34,639
仕 掛 品	賞 与 引 当 金
101,845	13,152
原材料及び貯蔵品	販 売 促 進 引 当 金
266,426	106,042
繰延税金資産	未 払 賞 与
49,217	83,075
そ の 他	そ の 他
55,449	288,894
貸倒引当金	<b>固 定 負 債</b>
△1,676	1,882,335
<b>固 定 資 産</b>	長 期 借 入 金
1,779,569	1,191,978
<b>有形固定資産</b>	リ ー ス 債 務
654,744	33,897
建物及び構築物	退職給付に係る負債
206,712	348,131
機械装置及び運搬具	役員退職慰労引当金
64,259	71,800
土 地	長 期 預 り 保 証 金
304,891	215,275
リ ー ス 資 産	繰 延 税 金 負 債
51,414	21,252
そ の 他	<b>負 債 合 計</b>
27,466	4,249,935
<b>無形固定資産</b>	<b>純 資 産 の 部</b>
55,415	<b>株 主 資 本</b>
ソフトウエア	資 本 金
14,063	664,500
そ の 他	資 本 剰 余 金
41,351	296,620
<b>投資その他の資産</b>	利 益 剰 余 金
1,069,409	1,177,089
投資有価証券	自 己 株 式
976,967	△53,527
繰延税金資産	<b>その他の包括利益累計額</b>
6,684	298,042
そ の 他	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金
98,784	298,042
貸倒引当金	<b>少 数 株 主 持 分</b>
△13,027	69,426
<b>資 産 合 計</b>	<b>純 資 産 合 計</b>
6,702,086	2,452,151
	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>
	6,702,086

## 連結損益計算書

（平成26年12月1日から  
平成27年11月30日まで）

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	6,696,829
売 上 原 価	5,099,213
売 上 総 利 益	1,597,616
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,562,299
営 業 利 益	35,316
営 業 外 収 益	105,469
受 取 利 息 及 び 配 当 金	6,266
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	12,557
保 険 解 約 返 戻 金	50,471
そ の 他	36,174
営 業 外 費 用	15,966
支 払 利 息	15,172
そ の 他	794
経 常 利 益	124,818
特 別 損 失	1,334
固 定 資 産 除 却 損	1,334
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	123,484
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	44,168
法 人 税 等 調 整 額	10,989
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益	68,326
少 数 株 主 利 益	8,686
当 期 純 利 益	59,639

## 連結株主資本等変動計算書

（平成26年12月1日から  
平成27年11月30日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	664,500	296,620	1,137,824	△946	2,097,998
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△20,374	-	△20,374
当 期 純 利 益	-	-	59,639	-	59,639
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△52,580	△52,580
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	39,264	△52,580	△13,316
当 期 末 残 高	664,500	296,620	1,177,089	△53,527	2,084,682

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	155,301	155,301	61,524	2,314,824
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	△20,374
当 期 純 利 益	-	-	-	59,639
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△52,580
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	142,741	142,741	7,901	150,643
連結会計年度中の変動額合計	142,741	142,741	7,901	137,326
当 期 末 残 高	298,042	298,042	69,426	2,452,151



② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7～50年
機械装置	8年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア……………社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産……………定額法によっております。

ハ. リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。一般債権につきましては貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権につきましては、財務内容評価法によっております。

ロ. 賞与引当金……………従業員への賞与支払に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 販売促進引当金……………販売促進費支払に備えるため、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金……………役員及び執行役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

当社および連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法（中小企業退職金共済制度により支給される部分を除く）を用いた簡便法を適用しております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税は、税抜方式によっております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	82,084千円
機械装置及び運搬具	25,999
土地	38,441
投資有価証券	197,975
計	344,499

上記の物件は、借入金1,769,850千円の担保に供しております。

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

3,091,839千円

## 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	10,197千株	一千株	一千株	10,197千株

### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	9,516株	461,421株	一株	470,937株

(注) 自己株式の数の増加461,421株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加459,000株、単元未満株式の買取りによる増加2,421株であります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

平成27年2月24日開催第90期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 20,374千円
- ・ 1株当たり配当額 2円00銭
- ・ 基準日 平成26年11月30日
- ・ 効力発生日 平成27年2月25日

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成28年2月23日開催予定の第91期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 19,452千円
- ・ 1株当たり配当額 2円00銭
- ・ 基準日 平成27年11月30日
- ・ 効力発生日 平成28年2月24日

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金調達については、銀行借入による方針であります。資金運用につきましては短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金並びに信託受益権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先毎の期日管理及び残高管理を行う体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されており、定期的に時価や発行体の財務状況の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

借入金はすべて長期借入金であり、主に営業取引に係る資金調達及び設備投資に係る資金調達であります。

##### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
①現金及び預金	1,077,393	1,077,393	—
②受取手形及び売掛金	1,543,494	1,543,494	—
③信託受益権	764,938	764,938	—
④投資有価証券			
その他の有価証券	587,076	587,076	—
資産計	3,972,902	3,972,902	—
①支払手形及び買掛金	1,242,845	1,242,845	—
②長期借入金	1,769,850	1,758,675	△11,175
負債計	3,012,695	3,001,520	△11,175

※長期借入金には、1年以内に返済予定の長期借入金が含まれております。

##### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

###### 資 産

###### ①現金及び預金、②受取手形及び売掛金、③信託受益権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

###### ④投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

## 負債

## ①支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

## ②長期借入金

時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	384,798
（投資信託受益証券）新光MMF	5,093
合計	389,891

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「④投資有価証券」には含めておりません。

## 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内（千円）
現金及び預金	1,077,393
受取手形及び売掛金	1,543,494
信託受益権	764,938
合計	3,385,825

## 5. 資産除去債務に関する注記

当社グループは、賃貸借契約に基づき使用する事務所について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務は計上しておりません。

## 6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

**7. 1株当たり情報に関する注記**

(1) 1株当たり純資産額

244円98銭

(2) 1株当たり当期純利益

6円03銭

**8. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

**9. その他の注記**

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成27年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	4,610,684	流動負債	2,159,914
現金及び預金	980,564	支払手形	15,656
受取手形	138,773	買掛金	1,057,620
電子記録債権	104,961	1年以内に返済予定の長期借入金	577,871
売掛金	1,139,976	リース債権	16,972
信託受益権	764,938	未払金	11,096
商品及び製品	1,039,775	未払費用	242,310
仕掛品	101,845	未払法人税等	28,795
原材料及び貯蔵品	266,417	未払賞与	83,075
未収入金	16,244	預り金	6,882
繰延税金資産	45,936	賞与引当金	6,616
その他	11,250	販売促進引当金	106,042
固定資産	1,351,069	その他	6,972
有形固定資産	633,223	固定負債	1,846,157
建築物	174,473	長期借入金	1,191,978
構築物	29,880	リース債権	29,256
機械及び装置	59,339	退職給付引当金	337,524
車両運搬具	605	役員退職慰労引当金	58,700
工具・器具・備品	27,424	長期預り保証金	207,044
土地	298,344	長期預り敷金	400
リース資産	43,155	繰延税金負債	21,252
無形固定資産	55,249	負債合計	4,006,072
ソフトウェア	14,063	純資産の部	
その他	41,186	株主資本	1,664,769
投資その他の資産	662,596	資本金	664,500
投資有価証券	587,405	資本剰余金	296,620
関係会社株式	48,054	資本準備金	295,451
従業員に対する長期貸付金	8,354	その他資本剰余金	1,169
敷金	13,635	利益剰余金	757,176
その他	5,147	利益準備金	112,791
資産合計	5,961,754	その他利益剰余金	644,384
		任意積立金	285,000
		繰越利益剰余金	359,384
		自己株式	△53,527
		評価・換算差額等	290,912
		その他有価証券評価差額金	290,912
		純資産合計	1,955,681
		負債・純資産合計	5,961,754

# 損益計算書

（平成26年12月1日から  
平成27年11月30日まで）

(単位：千円)

科	目	金	額
売	上	高	6,080,140
売	上	原	4,640,551
売	上	総	1,439,588
販	費	及	1,421,920
	び	一	
		般	
		管	
		理	
		費	
営	業	利	17,668
営	業	外	83,355
		収	
		益	
受	取	利	8,236
		息	
		及	
		び	
		配	
		当	
		金	
保	険	解	38,415
		約	
		返	
		戻	
		金	
そ		の	36,703
		他	
営	業	外	15,913
		費	
		用	
支	払	利	15,169
		息	
そ		の	744
		他	
経	常	利	85,110
		益	
特	別	損	1,334
		失	
固	定	資	1,334
		産	
		除	
		却	
		損	
税	引	前	83,775
		当	
		期	
		純	
		利	
		益	
法	人	税	35,971
		・	
		住	
		民	
		税	
		及	
		び	
		事	
		業	
		税	
法	人	税	11,267
		等	
		調	
		整	
		額	
当	期	純	36,536
		利	
		益	

## 株主資本等変動計算書

(平成26年12月1日から  
平成27年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					任 意 積 立 金	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	664,500	295,451	1,169	296,620	112,791	285,000	343,222	747,955	△946	1,701,188
事業年度中の変動額										
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△20,374	△20,374	—	△20,374
当期純利益	—	—	—	—	—	—	36,536	36,536	—	36,536
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	△52,580	△52,580
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	16,161	16,161	△52,580	△36,419
当 期 末 残 高	664,500	295,451	1,169	296,620	112,791	285,000	359,384	757,176	△53,527	1,664,769

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	149,046	149,046	1,850,234
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	—	—	△20,374
当期純利益	—	—	36,536
自己株式の取得	—	—	△52,580
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	141,866	141,866	141,866
事業年度中の変動額合計	141,866	141,866	105,446
当 期 末 残 高	290,912	290,912	1,955,681

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）によっております。
- ② 関係会社株式……………総平均法による原価法によっております。
- ③ その他有価証券
  - ・時価のあるもの……………期末日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により算定、売却原価は総平均法により算定）によっております。
  - ・時価のないもの……………総平均法による原価法によっております。
- ④ たな卸資産……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。  
なお、製品のうち経時変化等による不良品については評価減を行っております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7～50年
機械装置	8年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア……………社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ・その他の無形固定資産……………定額法によっております。

##### ③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。一般債権につきましては貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権につきましては、財務内容評価法によっております。
- ② 賞与引当金……………従業員への賞与支払に備えるため、支給見込額の中の当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ④ 販売促進引当金……………販売促進費支払に備えるため、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

- ⑤ 役員退職慰労引当金……………役員及び執行役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税は、税抜方式によっております。

**2. 貸借対照表に関する注記**

(1) 担保に供している資産	
建物及び構築物	82,084千円
機械装置及び運搬具	25,999
土地	38,441
投資有価証券	197,975
計	344,499

上記の物件は、借入金1,769,850千円の担保に供しております。

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,027,387千円
- (3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- |          |          |
|----------|----------|
| ① 短期金銭債権 | 89,591千円 |
| ② 短期金銭債務 | 50,856千円 |

**3. 損益計算書に関する注記**

関係会社との取引高	
① 売上高	178,523千円
② 仕入高	125,516千円
③ その他営業取引高	1,098千円
④ 営業取引以外の取引高	1,691千円

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	9,516株	461,421株	一株	470,937株

(注) 自己株式の数の増加461,421株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加459,000株、単元未満株式の買取りによる増加2,421株であります。

#### 5. 税効果会計に関する注記

##### (1) 繰延税金資産

退職給付引当金	108,588千円
販売促進引当金	34,781
賞与引当金	2,170
役員退職慰労引当金	18,956
未払事業税及び事業所税	4,648
その他	5,586
繰延税金資産小計	174,732
評価性引当額	12,519
繰延税金資産合計	162,213

##### (2) 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△137,529
繰延税金負債合計	△137,529
繰延税金資産の純額	24,683

##### (3) 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.4%から平成27年12月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については32.8%に、平成28年12月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.1%となります。

この税率変更により、繰延税金資産（繰延税金負債を控除した純額）の金額は1,063千円増加し、その他有価証券評価差額金が、14,138千円増加し、法人税等調整額が15,201千円増加しております。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	資本金又は 出資 (百万円)	事業の内容又は職業		議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容	
						事業上の関係	
法人主要 株主	住友化学 株式会社	89,699	化学工業薬品の製造・販売		12.2	原料購入、商品売上・購入	
			取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)	
			原料の購入	243,713			
			商品の購入	371,365	買掛金	98,485	
			商品の売上	8,512			

(注) 1. 取引の条件ないし取引条件の決定方法

原料・商品の購入価格については、毎期価格交渉の上決定しております。

2. 上記の金額の内、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には含まれております。

## 7. 資産除去債務に関する注記

当社は、賃貸借契約に基づき使用する事務所について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務は計上しておりません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 201円07銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 3円69銭   |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 10. その他の注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年1月18日

サンケイ化学株式会社  
取締役会 御中

監査法人  
かごしま会計プロフェッション

指定社員 公認会計士 田畑 恒春 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 本田 親文 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンケイ化学株式会社の平成26年12月1日から平成27年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンケイ化学株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年1月18日

サンケイ化学株式会社  
取締役会 御中

監査法人  
かごしま会計プロフェッション  
指定社員 公認会計士 田畑 恒春 印  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 本田 親文 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンケイ化学株式会社の平成26年12月1日から平成27年11月30日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年12月1日から平成27年11月30日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人かごしま会計プロフェッションの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人かごしま会計プロフェッションの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年 1 月20日

サンケイ化学株式会社 監査役会  
常勤社外監査役 井 筒 秀 夫 ㊟  
監 査 役 北 川 和 彦 ㊟  
社 外 監 査 役 川 畑 寛 次 ㊟

以 上

## 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

### 1. 議決権の代理行使の勧誘者

**サンケイ化学株式会社**  
代表取締役社長 福 谷 明

### 2. 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第91期の期末配当につきましては、安定した配当を維持する当社の方針や株主の皆様の日頃のご支援にお応えする必要があること等を総合的に勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

#### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

#### ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金2円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は19,452,126円となります。

#### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年2月24日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社では従来から、業務執行の健全性・透明性・効率性の向上を目的にコーポレート・ガバナンス体制の強化を図ってまいりましたが、今般、監査等委員会設置会社に移行することにより、監査等委員である取締役（過半数は社外取締役。）に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るものです。

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、現行定款第27条（取締役の責任免除）の一部を変更するものであります。なお、現行定款第27条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ 取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる規定を新設するものであります。
- ④ 取締役会の決議方法および議事録、ならびに会計監査人に関する各事項につき、法令に従い当社での取扱を明確にするため、各規定を新設するものであります。
- ⑤ 機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当を取締役会の決議により行うことを可能とするため変更案第40条を新設するとともに、あわせて現行定款第7条を削除するものであります。
- ⑥ 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 (公告方法)</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 (条文省略) <u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得できる。</u></p> <p>第8条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は8名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) 会計監査人 (公告方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第7条～第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は8名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は3名とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>④ <u>当社は、会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会の決議によって補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>⑤ <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(任期)</p> <p>第19条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>② 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 代表取締役は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会の決議によって選定する。</p> <p>② 取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ <u>前二項の定めにかかわらず、監査等委員会</u><u>が選定する監査等委員は、取締役会を招集</u><u>することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規程) 第25条 (条文省略) (報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第27条 当会社は会社法第426条第1項の規定により、<u>取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当会社は会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(取締役会の議事録) 第24条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印または電子署名をする。</u></p> <p>(取締役への業務執行の決定の委任) 第25条 当会社は会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会規程) 第26条 (現行どおり) (報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 当会社は会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)</u>の損害賠償責任を法令の限度において、<u>取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② 当会社は会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(相談役および顧問) 第28条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (新 設)</p> <p><u>(員数)</u> 第29条 当社の監査役は5名以内とする。</p> <p><u>(選任方法)</u> 第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 当社は、会社法第329条第2項の規定により法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>⑤ 補欠監査役の選任決議の定員数は、第29条の規定を準用する。</p>	<p>(相談役および顧問) 第29条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会 <u>(監査等委員会)</u> 第30条 監査等委員会は監査等委員をもって組織する。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第③項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることがないものとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第34条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名押印または電子署名をする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p>第36条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第37条 <u>当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第36条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第37条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第6章 計 算 (事業年度)</p> <p>第38条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第39条 剰余金の配当は、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。</p> <p>第40条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算 (事業年度)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第40条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年11月30日とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年5月31日とする。</p> <p>③ 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第91期定時株主総会最終結前の行為に関する、任務を怠ったことによる監査役であったものの損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行しますので、定款変更の効力発生時をもって、現在の取締役全員（7名）が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として決議の効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
福 谷 明 (昭和30年1月8日生)	昭和62年11月 当社入社 平成8年2月 当社取締役、社長室長 平成9年3月 琉球産経(株)取締役 (現在に至る) 平成11年2月 当社常務取締役 平成12年2月 当社代表取締役社長 (現在に至る) 平成14年12月 富士グリーン(株)代表取締役 平成15年1月 (株)サンケイグリーン代表取締役 平成18年1月 富士グリーン(株)取締役 平成20年1月 同社代表取締役 平成21年1月 (株)サンケイグリーン代表取締役会長 (現在に至る)	185,000株
福 谷 暎 (昭和33年9月5日生)	昭和57年4月 当社入社 平成13年8月 当社東京総務部長 平成17年1月 (株)サンケイグリーン取締役 (現在に至る) 平成17年2月 当社取締役 平成17年3月 当社社長室長 平成18年2月 当社東京事業所長 平成20年2月 当社常務取締役 (現在に至る) 平成20年3月 琉球産経(株)取締役 (現在に至る) 平成22年1月 富士グリーン(株)代表取締役 平成22年2月 当社社長室長 平成24年4月 当社総務本部副本部長 平成25年2月 当社総務本部長 (現在に至る) 平成26年1月 富士グリーン(株)代表取締役会長 (現在に至る) 平成27年4月 当社社長室長 (現在に至る)	149,000株

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
かわはらやすし 川原康司 (昭和25年11月27日生)	昭和44年3月 当社入社 平成12年8月 当社九州営業部次長兼営業課長 平成13年7月 当社九州営業部長 平成16年12月 当社営業本部九州緑化営業部長 平成18年2月 当社執行役員 (現在に至る) 当社営業本部九州営業部長 平成20年3月 当社営業本部副本部長 平成22年2月 当社取締役 当社営業本部長 (現在に至る) 平成25年2月 当社九州事業所長 (現在に至る) 平成26年2月 当社常務取締役 (現在に至る)	19,060株
まきつかさ 牧司 (昭和34年9月12日生)	昭和57年4月 当社入社 平成20年3月 当社営業本部東京緑化営業部長兼緑化営業課長兼営業本部営業企画部営業企画課課長 平成23年2月 当社執行役員 (現在に至る) 当社営業本部副本部長兼営業本部東京緑化営業部長 (現在に至る) 平成27年2月 当社取締役 (現在に至る)	10,000株
にいむらてつお 新村哲夫 (昭和40年6月12日生)	平成元年3月 当社入社 平成21年8月 当社営業本部営業企画部次長兼研究開発本部登録グループリーダー 平成24年4月 当社社長室長 平成25年2月 当社執行役員 (現在に至る) 平成27年2月 当社取締役 (現在に至る) 平成27年4月 当社営業企画室長 (現在に至る)	1,000株

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
※ <small>なか</small> 中 <small>にし</small> 西 <small>みち</small> 通 <small>たか</small> 隆 (昭和32年7月20日生)	昭和56年4月 当社入社 平成15年2月 当社研究開発本部研究部第一研究グループリーダー 平成19年4月 当社業務本部深谷工場長 平成25年8月 当社研究開発本部研究部長兼化学課長 平成27年2月 当社執行役員 (現在に至る) 当社研究開発本部研究部長 (現在に至る)	一株

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

**第4号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案を本株主総会に提出することにつきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として決議の効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
にしもと たかのり 西元孝 範 (昭和25年11月9日生)	平成16年8月 当社業務本部業務部長兼東京業務課長 平成20年2月 当社執行役員 (現在に至る) 平成20年3月 当社業務本部副本部長兼業務部長兼東京業務課長 平成23年2月 当社業務本部長兼業務部長 平成25年2月 当社取締役 (現在に至る) 当社業務本部長兼東京事業所長 (現在に至る)	12,000株
いづつ ひでおお 井筒秀夫 (昭和24年5月13日生)	平成13年8月 住友化学工業(株)石油化学業務室主席部員 平成16年3月 三善加工(株)取締役 (現サンテラ(株)) (住友化学工業(株)より出向) 平成16年6月 三善加工(株)へ転籍 (現サンテラ(株)) 平成19年11月 サンテラ(株)理事 平成20年2月 当社常勤社外監査役 (現在に至る)	－株
かわばた かんじ 川畑寛次 (昭和40年2月15日生)	平成22年4月 鹿児島国際大学非常勤講師 平成23年5月 川畑寛次税理士事務所長 (現在に至る) 平成24年2月 当社社外監査役 (現在に至る)	－株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 井筒秀夫氏および川畑寛次氏は、社外取締役候補者であり、一般株主と利益相反が生じるおそれのない候補者であります。
3. 川畑寛次氏が社外取締役に就任した場合、独立役員として、福岡証券取引所に届け出る予定であります。
4. 社外取締役候補者とした理由について
- (1) 社外取締役候補者の井筒秀夫氏は、住友化学（株）で多岐の部門で経営管理に携わっておられ、その経験と見識に基づき取締役の監督および適切なアドバイスをいただくため候補者としております。
- (2) 社外取締役候補者の川畑寛次氏は、過去に会社経営に関与された経験はありませんが、税理士としての知見および専門分野を含めた幅広い経験・見識を有しており、独立的立場より取締役の監督および適切なアドバイスをいただくため候補者としております。

**第5号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案を本株主総会に提出することにつきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として決議の効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
福本悟 (昭和32年8月3日生)	昭和60年7月 弁護士登録(東京弁護士会所属) 平成7年2月 きさらぎ法律事務所開設 (現在に至る) 平成26年2月 当社補欠監査役 (現在に至る)	－株

- (注) 1. 候補者の開設するきさらぎ法律事務所は、当社と顧問弁護士契約を締結しております。  
2. 福本悟氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。  
3. 福本悟氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、過去に会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として高度な専門知識を当社の取締役会の監査機能強化に活かしていただくためであります。

**第6号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、昭和57年3月30日開催の第57期株主総会において月額700万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)とご承認いただき現在に至っておりますが、当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、改めて取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を、月額700万円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は7名であり、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件」が承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は6名となります。

本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として決議の効力を生じるものといたします。

### 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任も考慮して月額150万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として決議の効力を生じるものといたします。

### 第8号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を任期満了により退任されます竹村薫氏、西元孝範氏および第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本総会終結の時をもって当社監査役会は廃止され、監査役3名は退任することとなりますので、それぞれ在任中の労に報いるため当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役につきましては取締役会に、監査役については、監査等委員である取締役の協議にご一任いただきたいと存じます。

本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として決議の効力を生じるものといたします。

退任取締役および退任監査役各氏の略歴は次のとおりであります。

氏 名				略 歴	
たけ	むら	かおる	薫	平成22年2月	当社取締役 (現在に至る)
にし	もと	たか	のり	平成25年2月	当社取締役 (現在に至る)
い	つつ	ひで	お	平成20年2月	当社常勤社外監査役 (現在に至る)
きた	がわ	かず	ひこ	平成25年2月	当社監査役 (現在に至る)
かわ	ばた	かん	じ	平成24年2月	当社社外監査役 (現在に至る)
川	畑	寛	次		

以上



# 株主総会会場ご案内図

会場：鹿児島市南栄二丁目9番地  
サンケイ化学株式会社 二階会議室  
TEL 099-268-7588



- 交通 ○ JR鹿児島中央駅より指宿枕崎線乗換、谷山駅降車 タクシー約5分、徒歩約20分  
○ JR鹿児島中央駅よりタクシー約30分  
○ 鹿児島島空港より空港バス谷山行 卸本町中央降車 タクシー約5分、徒歩約20分  
(空港→卸本町中央まで約70分)